



福岡医発第 502 号 (地)  
令和 4 年 5 月 18 日

各 医 師 会 長     殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの  
医薬品、医薬部外品及び化粧品への使用について

標記の件について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び同局  
医薬安全対策課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

本通知は、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された香料物質 3-ア  
セチル-2, 5-ジメチルフランに関する復帰突然変異試験及び一般毒性・遺  
伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等により、本物質については、遺伝毒性  
発がん物質である懸念が否定できないとされたことを踏まえ、本物質の医薬  
品、医薬部外品及び化粧品への使用自粛等の取扱い等が示されたことについ  
て、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくととも  
に、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、我が国においては、医薬品、医薬部外品及び化粧品への本物質の使用  
は確認されていないこと及び日本香料工業会では既に 3-アセチル-2, 5-  
ジメチルフランの使用を中止するよう会員各社に周知が行われていることを申  
し添えます。

---

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二  
会長 島田昇二郎

日医発第 341 号（技術）

令和 4 年 5 月 1 0 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

3－アセチルー 2， 5－ジメチルフランの医薬品、医薬部外品及び化粧品  
への使用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全  
対策課長の連名にて各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出  
されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された香料物質 3－  
アセチルー 2， 5－ジメチルフランに関する復帰突然変異試験及び一般毒  
性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等により、本物質については、  
遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされたことを踏まえ、本  
物質の医薬品、医薬部外品及び化粧品への使用自粛等の取扱い等が示され  
たことについて、関係業者への指導等を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきます  
よう、よろしくお願い申し上げます。

なお、我が国においては、医薬品、医薬部外品及び化粧品への本物質の使  
用は確認されていないこと及び日本香料工業会では既に 3－アセチルー 2，  
5－ジメチルフランの使用を中止するよう会員各社に周知が行われている  
ことを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

3－アセチル－2，5－ジメチルフランの医薬品、医薬部外品  
及び化粧品への使用について

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛てに通知しましたのでお知らせします。

薬生薬審発 0425 第 3 号  
薬生安発 0425 第 2 号  
令和 4 年 4 月 25 日

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの医薬品、医薬部外品  
及び化粧品への使用について

今般、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された香料物質 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランに関する復帰突然変異試験及び一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等により、本物質については、遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされました。

上記の試験結果等を踏まえて、3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの医薬品、医薬部外品及び化粧品への使用について、別紙のとおりとしますので、貴管下関係業者に対して指導方よろしくお願いします。

## 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの医薬品、医薬部外品 及び化粧品への使用について

国立医薬品食品衛生研究所等において実施された香料物質 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランに関する復帰突然変異試験及び一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果により、本物質は遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされた。

我が国においては、医薬品、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品等」という。）への本物質の使用は確認されていないが、今後の医薬品等への使用については、以下の 1. から 4. のとおりとする。

なお、本物質の食品における取扱いについては、令和 4 年 3 月 11 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24312.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24312.html)）において報告され、「3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの取扱いについて」（令和 4 年 4 月 22 日付け薬生食基発 0422 第 1 号・薬生食監発 0422 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長・食品監視安全課長連名通知）において、当該香料及びこれを含む食品の製造・販売等の自粛を指導するよう都道府県等に対して通知された。

また、日本香料工業会では既に 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの使用を中止するよう会員各社に周知が行われている。

### 1. 医薬品等における取扱い

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの添加物としての使用を自粛すること。

### 2. 適用時期

令和 5 年 1 月 1 日以降

### 3. 経過措置

通知日より前に承認等された医薬品等については、令和 4 年 12 月 31 日まで、製造販売又は販売を認めることとする。

### 4. その他

貴管下関係業者において 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの医薬品等への使用に関して相談事項等がある場合は、以下の（１）の相談事項等について（２）の宛先まで報告されたい。

#### （１）相談事項等

- ・ 業者名及びその連絡先
- ・ 相談内容等
- ・ 問合せ先（都道府県における担当者連絡先）

#### （２）宛先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

電子メール：[mhlw-antaika@mhlw.go.jp](mailto:mhlw-antaika@mhlw.go.jp)